

令和 3 年 6 月 吉日

生活保護指定介護機関への連絡及び周知事項について（通知）

平素より本市の福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。
みだしのことについて、生活保護法に基づく介護扶助の注意点等について、下記のとおりお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

記

1 指定介護機関が遵守すべき事項について

国による次の 2 つの告示に示されておりますので、ご確認ください。

- (1) 指定介護機関介護担当規程(平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 191 号)
- (2) 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬(平成 12 年 4 月 19 日厚生省告示 214 号)

※ 告示の掲載場所については、「5 周知事項のホームページ掲載について」をご覧ください。

2 介護扶助費の請求について

沖縄県国民健康保険団体連合会への請求の際に、介護受給者番号を誤って請求されている事案が散見されますのでご注意ください。

※1 介護受給者番号は、保護課からお送りする介護券でご確認ください。

※2 不要な介護券が届いている場合は、保護課までご連絡ください。

3 被保険者以外の者が介護サービスを利用する場合の留意点

- (1) 障害者総合支援法によるサービス(以下「障がい福祉サービス」とする。)の利用を優先して検討してください。
- (2) 障がい福祉課より支給決定を受けた障がい福祉サービスのうち、介護保険によるサービスに相当するサービスの給付額(単位)を介護保険の区分支給限度基準額から差し引いた残りが、介護扶助での利用可能な単位数となります。

※ 介護サービスの利用に際しては、保護課までご連絡ください。

4 指定介護機関になった後の届出等について

届出が必要な事項については、別添「指定介護機関になった後の届出事項について」をご確認ください。

5 周知事項のホームページ掲載について

指定介護機関への周知事項については、ホームページに掲載しております。次の手順でご確認ください。

- (1) 「那覇市 生活保護 指定介護機関」をインターネット検索(「画面1」の①)
- (2) 「画面1」の太枠②内をクリック
- (3) 「画面2」の太枠③内をクリック



※ ホームページの閲覧が困難な場合又はご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

6 その他

この通知にてお伝えした事項は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に基づく給付にも適用されます。

お問い合わせ先
那覇市泉崎1丁目1番1号
福祉部保護管理課
担当 医療班 浜元
TEL : 861-5193・5194(直)